

国民健康保険 長寿（後期高齢者）医療制度

保険料の仮徴収について

住民課 内線325～327

国民健康保険に加入している世帯（世帯主を含む加入者全員が65歳以上である世帯）と長寿（後期高齢者）医療制度の加入者で、現在、保険料を「特別徴収」（年金からの天引き）でお支払いいただいている方は、今年2月に天引された保険料と同じ額が4月・6月・8月の年金から天引きされますので、ご了承ください。

また、4月の年金から新たに「特別徴収」（年金からの天引き）される方には、「仮徴収決定通知」を4月上旬に送付しますので、ご確認ください。

*対象者：年金額が年額18万円以上の方、介護保険料を天引きされている方で介護保険料と国民健康保険・長寿医療保険料額の合計が年金額の1/2を

超えない方です。国民健康保険料が天引きとなる方は、65～74歳までの方だけで構成されていて、年度内に被保険者の異動（75歳になる等）が無い世帯の世帯主の方です。

年金から保険料の天引きをやめたい方は、申し出により口座振替に変更することができます。変更の申し出は、随時受付していますので、ご希望される方は住民課までお越しください。（金融機関窓口での口座振替依頼手続きが必要なこともあります。）なお、いつの年金から中止できるかは、申請していただく時期により異なりますので、申請の際にご確認をお願いします。

国民健康保険高齢受給者証（藤色）の一部負担割合について

住民課 内線325～327

国民健康保険に加入している70～74歳の方で、現在お持ちの高齢受給者証の表記が「2割（ただし、平成21年3月31日までは1割）」となっている方の一部負担割合は、国の負担凍結措置が延長されたため、平成21年4月から平成22年3月までの1年間、1割のままとなります。（負担割合が3割の方は除きます）

ただし、負担区分の見直しを毎年7月に行うため、郵送した受給者証は7月31日までの有効期限となります。

※3月中旬に普通郵便で送付しましたので、ご確認ください。また、現在お持ちの旧受給者証はご自分で処分してください。

国民年金保険料のおしらせ

住民課 内線326

国民年金保険料が改正され、平成21年4月から平成22年3月までの保険料は、月額14,660円となります。

4月上旬に、「国民年金保険料納付案内書（納付書）」が社会保険庁から送付されます。1年分または、半年分（上期分）をまとめて4月30日までに納付されると、1年分では3,120円、半年分では1,420円の割引があります。送付された前納用の納付書をお使いになり、納付してください。

6月まで全額免除・若年者納付猶予の承認を受けている方には、7月に7月分から翌年3月分の定額保険料の納付書が送付されます。

また、6月まで一部免除の承認を受けている方は、4月に4月分から6月分の一部納付額の納付書が送られ、7月に7月分から翌年3月分の定額保険料の納付書が送付されます。

☆学生納付特例制度の申請手続きはお済みですか？

学生の方で、所得が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により承認されるとその年度

の保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。

前年度に申請をし、承認されていても、毎年度、申請をする必要があります。

2月上旬までに前年度の学生納付特例が承認され、4月1日現在において在学期間が終了していない方には、社会保険庁からはがき形式の簡略化された申請書が届きます。学生納付特例を継続して申請したい方は、送付されたはがきに必要事項を記入し、ポストに投函してください。

在学予定期間が社会保険庁で把握できず、はがきが届かない方や、学生納付特例を初めて申請する方は、通常の申請書で手続きをしていただくことになります。有効期限が更新された学生証（写し可）・印鑑（本人が署名する場合は不要）を持参され、住民課にお越しください。

申請をされてから審査結果が届くまでの間、納付書が届いてしまうことがありますので、ご了承ください。